

要望書提出留意事項

- ◎ 公安委員会が所管する規制関係（一旦停止、信号機設置、横断歩道設置、速度規制等）については、担当窓口である総務課へ申し出てください。
- ◎ 要望書は、1 要望 1 枚で作成いただくこととなりますのでご注意ください。（例：町事業で 2 件、県事業で 1 件要望があれば、要望書を 3 枚作成頂くこととなります。）
1. 平成 24 年度要望（昨年度提出済）までは、年度に 1 回の要望提出でしたが、平成 25 年度要望より、随時受け付けることとしています。
 2. 令和 7 年度に実施する必要がある要望は、町事業については、9 月末までに、県事業につきましては、8 月末までに提出してください。期限を過ぎた要望につきましては、翌年度の実施ができません。
 3. 新たに町道認定を要望される場合は、別途地域整備課と協議願います。
 4. 昨年度（R6 要望）当該要望書を提出しておられる集落については、その要望に対する回答を令和 6 年 5 月末までに区長（世話役、自治会長）様へ送付致します。
 5. 要望内容については十分精査いただくとともに、区民の合意形成を図られるようお願いします。
 6. 要望事業の中で、私有地の提供が必要と思われるものについては、地権者の同意について見通しをつけておいてください。
 7. 要望書作成には、別添の「土木事業案内」を参考にしてください。
 8. 集落内の認定町道については、多賀町 HP で閲覧できます。
（多賀町 HP 上部の「くらし」→「道路・河川の土木事業」→「町道について」）
路線名のご記入等、町道名が必要な場合や位置図作成時に参考にしてください。
また、要望事業の位置は赤色で記入してください。
 10. 要望書作成に当たっては、提出様式をコピーして作成してください。電子データが必要な場合は、多賀町 HP からダウンロードできます。
（多賀町 HP 上部の「くらし」→「道路・河川の土木事業」→「土木事業要望」）
 11. 提出書類は次のとおりです。
 - ・多賀町土木事業要望書
 - ・滋賀県土木事業要望書 } 関係者の合意を得て頂き、区長印を押印ください。
 - ・要望箇所は、町職員にて現地確認させていただきますので、なるべくくわしい位置（写真等添付）をご記入下さい。
 12. 記入にあたって不明な点がありましたら、ご遠慮なく地域整備課までお問合せ下さい。

電話：48-8116

有線：2-2020